

第 13 章 準備書についての意見と事業者の見解

13.1 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 11 の規定により、令和 7 年 7 月 17 日に経済産業大臣に届け出た「南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書」（関西電力株式会社 令和 7 年 7 月）（以下「準備書」という。）についての公告・縦覧に関する事項並びに住民等から提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

13.1.1 準備書の公告及び縦覧

1. 準備書の公告・縦覧

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 16 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して 1 月間、準備書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和 7 年 7 月 18 日（金）

(2) 公告の方法

① 官報による公告

令和 7 年 7 月 18 日（金）付けの官報に「公告」を掲載した。

② 日刊新聞紙による公告

令和 7 年 7 月 18 日（金）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・朝日新聞（朝刊 24 面 大阪府内版）
- ・毎日新聞（朝刊 19 面 大阪市内版、大阪南版）
- ・読売新聞（朝刊 25 面 大阪市内版、泉州版）
- ・産経新聞（朝刊 19 面 大阪府内版）
- ・日本経済新聞（朝刊 39 面 大阪本社版）

③ お知らせの掲載

上記の公告に加え、次の広報誌及びウェブサイト（令和 7 年 7 月 17 日（木）より）に「お知らせ」を掲載した。

- ・大阪市広報誌「大阪市民のみなさんへ 令和 7 年 8 月号」
- ・堺市広報誌「広報さかい 2025 年 8 月号」
- ・大阪府ウェブサイト
- ・大阪市ウェブサイト
- ・堺市ウェブサイト
- ・当社ウェブサイト

(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、第 13.1.1-1 表のとおりである。

(4) 縦覧者数

「南港発電所正門守衛室」における縦覧者数は 0 名であった。

また、当社ウェブサイトのアクセス件数は、延べ 1,356 件であった。

第 13.1.1-1 表 準備書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備考
南港発電所正門守衛室 (大阪市住之江区南港南七丁目三番八号)	令和 7 年 7 月 18 日(金) ～ 8 月 18 日(月)	午前 9 時から 午後 5 時まで	土曜日、 日曜日、 祝日は 除く。
大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課 (大阪市住之江区南港北一丁目十四番十六号大阪府咲洲庁舎二十一階)		午前 9 時から 午後 5 時 30 分まで	
大阪府府政情報センター (大阪市中央区大手前二丁目大阪府庁本館一階)		午前 9 時から 午後 5 時 15 分まで	
大阪市環境局環境管理部環境管理課 (大阪市住之江区南港北二丁目一番十号ATCビル0's棟南館五階)		午前 9 時から 午後 5 時 30 分まで	
大阪市環境局総務部総務課 (大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目五番一号あべのルシアス十三階)		午前 9 時から 午後 5 時 30 分まで	
大阪市大正区役所区民情報コーナー (大阪市大正区千島二丁目七番九十五号大正区役所二階)		午前 9 時から 午後 5 時 30 分まで (金曜日は午後 7 時まで)	
大阪市住之江区役所区民情報コーナー (大阪市住之江区御崎三丁目一番十七号住之江区役所一階)		午前 9 時から 午後 5 時 30 分まで (金曜日は午後 7 時まで)	
堺市環境局環境保全部環境共生課 (堺市堺区南瓦町三番一号堺市役所高層館四階)		午前 9 時から 午後 5 時 30 分まで	
堺市西区役所市政情報コーナー (堺市西区鳳東町六丁六百番地西区役所一階)	令和 7 年 7 月 18 日(金) ～ 9 月 1 日(月)	午前 9 時から 午後 5 時 15 分まで	—
インターネットの利用による公表 当社ウェブサイト (https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2025/pdf/20250717_1j.pdf)		常時	

注. 「南港発電所正門守衛室」及び「インターネットの利用による公表」以外の準備書の縦覧は、各関係地方公共団体（大阪府、大阪市及び堺市）にて実施した。

2. 準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告の方法

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催の日時、開催の場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、第 13.1.1-2 表のとおりである。

第 13.1.1-2 表 説明会の開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
令和 7 年 8 月 5 日(火) 18:30～19:30	アジア太平洋トレードセンター コンベンションルーム 1 (大阪府大阪市住之江区南港北二丁目一番十号ATCビル0's棟南館 6 階)	32 名
令和 7 年 8 月 7 日(木) 18:30～19:30	サンスクエア堺 サンスクエアホール (大阪府堺市堺区田出井町二番一号B棟 1 階)	19 名

3. 準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 7 年 7 月 18 日（金）から令和 7 年 9 月 1 日（月）までとした。なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見用紙等により、当社への郵送で意見を受け付けた。

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 1 通（意見の総数は 8 件）であった。

13.1.2 意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づく、準備書に対する住民等の意見の概要及びこれについての事業者の見解は、第 13.1.2-1 表のとおりである。

提出された意見の概要については、原則として原文どおり記載した。

住民等の意見についての事業者の見解は、令和 7 年 9 月 12 日に「電気事業法」第 46 条の 12 の規定に基づき経済産業大臣に届け出るとともに、「環境影響評価法」19 条の規定に基づき大阪府知事、大阪市長及び堺市長に送付したものである。

第 13.1.2-1 表(1) 準備書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本計画は、気候危機が深刻化する中で新たな化石燃料インフラを建設するものであり、国際的な科学的知見や日本の脱炭素政策との整合性を欠いている。よって、計画の中止を強く求める。 ・科学的観点からみれば、化石燃料インフラの新規建設の余地は全くない IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書（2022年4月公開）は、既存の化石燃料インフラが耐用期間中に排出する累積のCO2総排出量を6600億トンと予測していた（報告書作成時点で計画されている化石燃料インフラからの累積総排出量を加えると8500億トン、現在はさらに増加していると見られる）。すでに同報告書で地球温暖化を50%の確率で1.5℃に抑えるための限度として示されたCO2の累積総排出量5000億トンを大きく上回っている。こうした科学的な観点から見れば、さらなるCO2排出源となる新規建設の余地はなく、既存の化石燃料インフラであっても耐用期間の終了を待たずに廃止する必要がある。また、IEAが2021年5月に発表した「Net Zero by 2050」では、1.5℃目標に関するシナリオとして天然ガスについて「2030年までに発電量をピークとし、2040年までに2020年比で90%低下させる」ことが示されている。 本計画は、2030年度に運転開始を予定しており、年間稼働率を80%と想定した場合、年間約421万トン近くものCO2を長期にわたって排出する。この計画は中止するべきである。 出典：国際エネルギー機関（IEA）：Net Zero by 2050（2021年5月） ・CO2排出係数が高く、1.5℃目標と整合しない。1.5℃シナリオで求められている2030年のCO2排出係数と比べ約2倍 1-3号機のCO2排出係数は約0.323kg-CO2/kWhとされている（第10.1.9-1表）が、これは国際エネルギー機関（IEA）が2021年5月に「Net Zero by 2050」で示した1.5℃シナリオで求められている2030年の排出係数0.138kg-CO2/kWhと比べ約2.3倍にもなり、CO2排出量が1.5℃目標に整合しないことは明らかである。 参照：国際エネルギー機関「Net Zero Roadmap, A Global Pathway to Keep the 1.5℃ Goal in Reach」（2023） ・G7の国際合意に整合しない 2023年に開催されたG7広島サミットでは、「2035年までの完全又は大宗の電力部門の脱炭素化を図る」こと、「遅くとも2050年までにエネルギーシステムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させる」との文書（コミュニケ）が合意された。2030年度に稼働する予定の本発電所は、この合意に全く整合していない。事業者として、国際合意との整合性を丁寧に説明するべきである。	令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画によれば、我が国ではDXやGXなどの進展に伴う電力需要増加が見込まれる中、必要となる脱炭素電源の供給が確保されるよう、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指すこととされています。 その中で、火力発電は電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギー等による出力変動や周波数変動を補う調整力、系統の安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担っており、特にLNG火力は石炭・石油火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用やCCUSの導入などによる脱炭素化が可能であることから、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段として、将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層推進することが示されています。 本計画では、最新鋭の高効率GTCC（発電端熱効率約63%（低位発熱量基準））を採用することにより、熱効率の向上による発電電力量あたりの二酸化炭素排出量を低減します。また、ゼロカーボン燃料やCCUSなどの導入を可能とするために必要なスペースを確保する計画としていることや、様々な実証への参画により技術知見の獲得やサプライチェーン構築の検討を行う等、将来のゼロカーボン化に向けた取り組みを進めていくことから、第7次エネルギー基本計画に合致するものと考えております。

第 13. 1. 2-1 表 (2) 準備書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解																												
2	・利用率設定とCO₂排出量推計の妥当性について 準備書に記載された二酸化炭素の年間排出量及び排出原単位（第 10. 1. 9-1 表）について、将来の利用率を現状 65%より高い80%と高めに設定することで、発電電力量が大きく見積もられ、排出原単位（kg-CO₂/kWh）の改善が強調される結果となっている。仮に利用率が高くなれば、排出原単位が下がっても発電総量が増えるため、CO₂ 排出の総量がむしろ増えるケースもあり得る。利用率を揃えて比較するべきである。また、準備書のあらまし（P. 18）には利用率の条件の違いが書かれておらず、将来的な変動の要因に気付くことができない。こうした点から、CO₂ の排出量の推計の示し方としては、不適切である。 第 10. 1. 9-1 表 二酸化炭素の年間排出量及び排出原単位 <table><tr><th>項目</th><th>単位</th><th>現状</th><th>将来</th></tr><tr><td>原動力の種類</td><td>—</td><td>汽力</td><td>ガスタービン及び汽力</td></tr><tr><td>出力</td><td>kW</td><td>1,800,000</td><td>1,863,000</td></tr><tr><td>年間の発電電力量</td><td>億kWh/年</td><td>約 102</td><td>約 131</td></tr><tr><td>年間の燃料使用量</td><td>万t/年</td><td>約 170</td><td>約 151</td></tr><tr><td>二酸化炭素年間排出量</td><td>万 t-CO₂/年</td><td>約 475</td><td>約 421</td></tr><tr><td>二酸化炭素排出原単位</td><td>kg-CO₂/kWh</td><td>約 0.463</td><td>約 0.323</td></tr></table> 注：1. 年間の発電電力量、燃料使用量及び二酸化炭素年間排出量については、現状は利用率 65%、将来は利用率 80% の値である。 2. 表中の「将来」の数値は、大気温度 15℃、定格運転時（出力 100%）の値である。 3. 二酸化炭素年間排出量は「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（平成 18 年経済産業省、環境省令第 3 号）に基づき算定した。	項目	単位	現状	将来	原動力の種類	—	汽力	ガスタービン及び汽力	出力	kW	1,800,000	1,863,000	年間の発電電力量	億kWh/年	約 102	約 131	年間の燃料使用量	万t/年	約 170	約 151	二酸化炭素年間排出量	万 t-CO ₂ /年	約 475	約 421	二酸化炭素排出原単位	kg-CO ₂ /kWh	約 0.463	約 0.323	現状の設備利用率については、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン（平成 25 年 3 月改訂、環境省）」に記載の考え方を参考に、既設の発電所計画の環境影響評価時に設定した 65%としております。将来の利用率については、設備更新後は優先的な稼働が想定されますが、点検等による停止を考慮し、80%の利用率を想定しております。 なお、二酸化炭素年間排出量は利用率に比例することを前提として算定しているため、仮に将来の利用率を 80%から現状と同様の 65%に揃えた場合、準備書に記載している約 421 万 t-CO₂/年より小さい約 342 万 t-CO₂/年となります。 「あらまし」については、環境影響評価法に規定されておきませんが、一般の方にもご理解いただけるよう、自主的に準備書の内容を簡略的に纏めたパンフレットとして作成したものであり、詳細情報までは記載しておりません。
項目	単位	現状	将来																											
原動力の種類	—	汽力	ガスタービン及び汽力																											
出力	kW	1,800,000	1,863,000																											
年間の発電電力量	億kWh/年	約 102	約 131																											
年間の燃料使用量	万t/年	約 170	約 151																											
二酸化炭素年間排出量	万 t-CO ₂ /年	約 475	約 421																											
二酸化炭素排出原単位	kg-CO ₂ /kWh	約 0.463	約 0.323																											
3	・天然ガスのライフサイクル評価について 燃料種の問題 2024 年 10 月ガーディアン紙は、「輸出された天然ガスは石炭よりもはるかに多くの温室効果ガスを排出している」という研究について報道した。報道によれば、天然ガスは石炭よりも燃焼時にクリーンだとしてエネルギー転換の「つなぎ」として使われがちだが、20 年間の温室効果ガス排出量では、LNG は石炭に比べて 33%も大きい。天然ガスの掘削作業によるメタン漏れが推定をはるかに上回っていること、パイプラインによる輸送時に大量の排出があること、液化・タンカーによる輸送を含めれば石炭よりもはるかに大きなエネルギーを要することなどが指摘されている。LNG の使用を終わらせることは世界的な優先事項であるべきと、研究者は主張しており、気候科学者は石炭と天然ガスはどちらも排除する必要があると述べた。 これらの研究を踏まえれば、「発電用燃料は、現状と同様に、他の化石燃料に比べ二酸化炭素の排出量が少ない天然ガスを使用します。」（環境影響評価準備書のあらましp. 18）というのはLNGのライフサイクル排出量の一側面を切り抜いたにすぎず、根本的にLNG利用の削減が必要であることが明らかだ。「高効率化」「カーボンフリー燃料」などといった手段はLNG火力の延命につながるグリーンウォッシュに他ならない。また、燃料のライフサイクル排出量を示さなければ、環境負荷を正確に把握することができない。定量的なデータを示すべきである。 ・英紙ガーディアン「Exported gas produces far worse emissions than coal, major study finds」（2024 年 10 月 4 日） ・NPR「Natural gas can rival coal’s climate-warming potential when leaks are counted」（2023 年 7 月 14 日） ・スタンフォード大学「Methane emissions from U.S. oil and gas operations cost the nation \$10 billion per year」（2024 年 3 月 13 日）	様々な議論があることは存じ上げておりますが、令和 7 年 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画においては、LNG 火力は石炭・石油火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用やCCUSの導入などによる脱炭素化が可能であることから、トランジション電源としての必要性が示されています。 今後とも、脱炭素化の議論の進展及び国の政策動向を踏まえ対応してまいります。																												

第 13. 1. 2-1 表 (3) 準備書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解																																																								
4	・ NO2 のバックグラウンド濃度が高い場所に大規模固定排出源は不適切 環境影響評価準備書のあらまし（P.8）に記載されている発電所運転開始後の二酸化窒素濃度の予測結果（日平均値：寄与高濃度日）によれば、二酸化窒素のバックグラウンド濃度は、平尾小学校で0.037ppm、南港中央公園で0.041ppmとされている。環境基準は「1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」とされており、南港中央公園はすでに環境基準の範囲内に達しており、平尾小学校についても基準直前の水準にある。 これらの地点は、子どもが長時間滞在する学校や、多数の市民が利用する公園といった場所であり、健康上の影響に脆弱な人々が曝露する可能性が高い場所である。発電所による寄与濃度自体は小さい値とされているが、バックグラウンド濃度が高い地点にさらに大規模な固定排出源を立地させることは、「環境の非悪化」に反する恐れがある。 したがって、本計画の立地は適切ではなく、追加的な大気汚染の負荷を避ける観点から、計画の見直しまたは中止が必要である。 環境影響評価結果の概要 ■ 発電所運転開始後の二酸化窒素濃度の予測結果（年平均値）（単位：ppm） <table><tr><th>予測地点</th><th>寄与濃度 a</th><th>バックグラウンド濃度 b</th><th>将来環境濃度 a + b</th><th>環境基準の 年平均相当値</th><th>評価対象地点の 選定根拠</th></tr><tr><td>①平尾小学校</td><td>0.00004</td><td>0.016</td><td>0.01604</td><td rowspan="4">0.017～0.026</td><td rowspan="4">寄与濃度の最大 将来環境濃度の最大</td></tr><tr><td>②寺宮中学校</td><td>0.00004</td><td>0.015</td><td>0.01504</td></tr><tr><td>③清江小学校</td><td>0.00004</td><td>0.016</td><td>0.01604</td></tr><tr><td>④南港中央公園</td><td>0.00001</td><td>0.019</td><td>0.01901</td></tr></table> 注：バックグラウンド濃度は、各測定局の令和元～5年度における年平均値の平均値を用いました。 ■ 発電所運転開始後の二酸化窒素濃度の予測結果（日平均値：寄与高濃度日）（単位：ppm） <table><tr><th>予測地点</th><th>寄与濃度 a</th><th>バックグラウンド濃度 b</th><th>将来環境濃度 a + b</th><th>環境基準</th><th>評価対象地点の 選定根拠</th></tr><tr><td>①平尾小学校</td><td>0.00035</td><td>0.037</td><td>0.03735</td><td rowspan="2">1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td><td rowspan="2">寄与濃度の最大 将来環境濃度の最大</td></tr><tr><td>④南港中央公園</td><td>0.00017</td><td>0.041</td><td>0.04117</td></tr></table> 注：バックグラウンド濃度は、各測定局の令和元～5年度における日平均値の年間98%値の平均値を用いました。 ■ 発電所運転開始後の二酸化窒素濃度の予測結果（日平均値：実測高濃度日）（単位：ppm） <table><tr><th>予測地点</th><th>寄与濃度 a</th><th>バックグラウンド濃度 b</th><th>将来環境濃度 a + b</th><th>環境基準</th><th>評価対象地点の 選定根拠</th></tr><tr><td>⑤九条南小学校</td><td>0.00013</td><td>0.045</td><td>0.04513</td><td rowspan="2">1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td><td rowspan="2">寄与濃度の最大 将来環境濃度の最大</td></tr><tr><td>④南港中央公園</td><td>0.00002</td><td>0.052</td><td>0.05202</td></tr></table> 注：バックグラウンド濃度は、地上気象観測期間（令和5年8月1日～令和6年7月31日）における各測定局の日平均値の最大値を用いました。	予測地点	寄与濃度 a	バックグラウンド濃度 b	将来環境濃度 a + b	環境基準の 年平均相当値	評価対象地点の 選定根拠	①平尾小学校	0.00004	0.016	0.01604	0.017～0.026	寄与濃度の最大 将来環境濃度の最大	②寺宮中学校	0.00004	0.015	0.01504	③清江小学校	0.00004	0.016	0.01604	④南港中央公園	0.00001	0.019	0.01901	予測地点	寄与濃度 a	バックグラウンド濃度 b	将来環境濃度 a + b	環境基準	評価対象地点の 選定根拠	①平尾小学校	0.00035	0.037	0.03735	1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	寄与濃度の最大 将来環境濃度の最大	④南港中央公園	0.00017	0.041	0.04117	予測地点	寄与濃度 a	バックグラウンド濃度 b	将来環境濃度 a + b	環境基準	評価対象地点の 選定根拠	⑤九条南小学校	0.00013	0.045	0.04513	1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	寄与濃度の最大 将来環境濃度の最大	④南港中央公園	0.00002	0.052	0.05202	本計画では、最新鋭の低NO_x燃焼器および商用機で十分な実績のある排煙脱硝装置を設置することで、窒素酸化物の排出濃度を国内トップレベルの 4ppmとする計画であり、さらに煙突については、集合煙突にすることにより、窒素酸化物の着地濃度の低減を図ります。また、各設備の適切な運転管理及び維持管理に努め、窒素酸化物の排出濃度及び排出量の抑制を図ります。 これら環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴う窒素酸化物の寄与濃度が低くなるため、環境への影響は少ないものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと考えています。
予測地点	寄与濃度 a	バックグラウンド濃度 b	将来環境濃度 a + b	環境基準の 年平均相当値	評価対象地点の 選定根拠																																																					
①平尾小学校	0.00004	0.016	0.01604	0.017～0.026	寄与濃度の最大 将来環境濃度の最大																																																					
②寺宮中学校	0.00004	0.015	0.01504																																																							
③清江小学校	0.00004	0.016	0.01604																																																							
④南港中央公園	0.00001	0.019	0.01901																																																							
予測地点	寄与濃度 a	バックグラウンド濃度 b	将来環境濃度 a + b	環境基準	評価対象地点の 選定根拠																																																					
①平尾小学校	0.00035	0.037	0.03735	1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	寄与濃度の最大 将来環境濃度の最大																																																					
④南港中央公園	0.00017	0.041	0.04117																																																							
予測地点	寄与濃度 a	バックグラウンド濃度 b	将来環境濃度 a + b	環境基準	評価対象地点の 選定根拠																																																					
⑤九条南小学校	0.00013	0.045	0.04513	1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	寄与濃度の最大 将来環境濃度の最大																																																					
④南港中央公園	0.00002	0.052	0.05202																																																							

第 13.1.2-1 表(4) 準備書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解																								
5	・本建設計画で検討されているカーボンフリー燃料やCCUSの問題 準備書内に重要な情報がない 準備書のあらまし（P.1）において、「ゼロカーボン燃料（水素・アンモニア）やCCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage：二酸化炭素回収・有効利用・貯留）などの最新技術の導入等により、南港発電所の更なる二酸化炭素排出量削減に努め、2050年のゼロカーボンを実現する考えです。」とある。 ゼロカーボン燃料とは具体的には水素を想定していると考えられるが、2023年時点で製造された低炭素水素等は水素全体の1%未満であり、カーボンフリーとは程遠い状況である。発電に必要な大量のグリーン水素が手に入る見込みもない。 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）は、2022年1月に公表した報告書の中で、水素利用のあり方について「水素は製造、輸送、変換に多大なエネルギーが必要で、水素の使用がエネルギー全体の需要を増大させる。したがって、水素が最も価値を発揮できる用途を特定する必要がある。無差別的な使用は、エネルギー転換を遅らせるとともに、発電部門の脱炭素化の努力も鈍らせる。」と指摘している。鉄鋼や化学工業など高温の熱が必要な分野に限定して水素等を使用することが「脱炭素の取り組みにおける水素利用の定石」であると考えられている。 また、本計画は、長期脱炭素電源オークションにおいて落札されており、以下のロードマップを提出している。 南港発電所1号機の脱炭素化ロードマップ https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/boshuyoukou_long/files/2023_kansaidenryoku_nankouhatsudenshohgoki.pdf 様式3 南港発電所1号機の脱炭素化ロードマップ 2023年11月 関西電力株式会社 <table><thead><tr><th>項目</th><th>2023年度 (2024年度)</th><th>2020年代</th><th>2030年代</th><th>2040年代</th><th>2050年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>南港発電所1号機</td><td>運転開始 (2022~2025)</td><td>運転開始 (2026~2029)</td><td>運転開始 (2030年代前半)</td><td>運転開始 (2040年代前半)</td><td>運転開始 (2050年度)</td></tr><tr><td>燃料</td><td>シフト1: CCSの導入</td><td>シフト2: 水素の導入</td><td>シフト1: CCSの導入</td><td>シフト2: 水素の導入</td><td>シフト1: CCSの導入</td></tr><tr><td>技術</td><td>CCS</td><td>CCS</td><td>CCS</td><td>CCS</td><td>CCS</td></tr></tbody></table> 2020年代から2040年代にかけては、引き続き化石燃料（LNG）の利用が続く計画となっている。LNGを利用するためのインフラや、将来のCCS設備への投資は、長期にわたる化石燃料依存を固定化（カーボンロックイン）させる可能性があり、より迅速な再生可能エネルギーへの移行を妨げる可能性がある。 CCSについても現実的には6割程度の回収にとどまり、大規模な貯留技術は開発途上である。また貯留先、貯留の見込みも示されておらず、対策として掲げるには、実効性が低いと受け取らざるを得ない。とりわけ、発電部門においては、再生可能エネルギーという代替手段が存在する。水素利用、CCUS等の技術を進めることは化石燃料火力を延命し、コスト増大につながる。 長期脱炭素電源オークション制度を活用していることから、本計画次第では消費者の負担増にもなりうる。上記の点を踏まえてこの計画の撤回を求める。 出典：国際エネルギー機関（IEA）「Global Hydrogen Review 2024」	項目	2023年度 (2024年度)	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度	南港発電所1号機	運転開始 (2022~2025)	運転開始 (2026~2029)	運転開始 (2030年代前半)	運転開始 (2040年代前半)	運転開始 (2050年度)	燃料	シフト1: CCSの導入	シフト2: 水素の導入	シフト1: CCSの導入	シフト2: 水素の導入	シフト1: CCSの導入	技術	CCS	CCS	CCS	CCS	CCS	本事業において、高効率化への転換に留まることなく、脱炭素化を確実に進めていくことが重要と考えており、水素などのゼロカーボン燃料やCCUS等の導入について、現段階ではあらゆる可能性を排除せずに検討を進めているところです。いずれも開発中の技術であり、合わせてサプライチェーン全体を構築する必要があることから、現在、様々な実証や他社との連携を通じて、社会実装や当社への導入を目指して取り組んでおり、これら取り組みを通して、国の政策と歩調を合わせながら2050年ゼロカーボン化を検討してまいります。 なお、本環境影響評価は、LNGコンバインドサイクル発電設備への更新までを対象としております。
項目	2023年度 (2024年度)	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度																					
南港発電所1号機	運転開始 (2022~2025)	運転開始 (2026~2029)	運転開始 (2030年代前半)	運転開始 (2040年代前半)	運転開始 (2050年度)																					
燃料	シフト1: CCSの導入	シフト2: 水素の導入	シフト1: CCSの導入	シフト2: 水素の導入	シフト1: CCSの導入																					
技術	CCS	CCS	CCS	CCS	CCS																					

第 13.1.2-1 表(5) 準備書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
6	・説明会の開催回数が少ない 本計画に関する住民説明会は、大阪市で 1 回、堺市で 1 回の合計 2 回のみであった。これは、神戸製鋼の火力発電計画（石炭・130 万kW）において神戸市内で 3 回、芦屋市で 1 回、計 4 回実施された事例と比較すると、著しく少ない回数にとどまっている。（回数が多いから説明、環境配慮が十分になるかは一概には言えないことに留意が必要） 発電所の稼働による影響は立地自治体に限らず、周辺広域に及ぶ可能性がある。住民への説明の場が十分に確保されておらず、環境影響評価制度の趣旨に沿った説明姿勢であったか大いに疑問が残る。 大阪での説明会においては、アジア太平洋トレードセンター（A T C）のみで開催された。同会場は南港地区に位置し、市中心部や影響を受け得る広範な市域からは交通アクセスが容易ではない。公共交通ではニュートラムの乗り継ぎが必要であり、運賃も割高である。住民説明会の利便性が十分に確保されているとは言えない。 このように、開催回数の少なさに加え、会場設定が交通アクセスの悪い立地に限定されていることは、住民参加の機会を実質的に制約するものに他ならず、環境影響評価制度の趣旨に照らしても不適切である。より広範な市民に開かれた形で、アクセスしやすい会場を複数設定することが不可欠である。したがって、本準備書における説明会は、会場選定からのやり直しが必要と考える。	住民説明会につきましては、南港発電所が位置する大阪市住之江区内のアジア太平洋トレードセンター（A T C）で 1 回、関係地域である堺市内のサンスクエア堺にて 1 回、合計 2 回開催いたしました。 説明会の開催場所につきましては、何れにおきましても、公共交通機関から容易にアクセスできることや、知名度の高さ、収容人数等を勘案し設定いたしました。

13.2 準備書についての都道府県知事等の意見及び事業者の見解

13.2.1 準備書に対する大阪府知事の意見

「環境影響評価法」第20条第1項及び「電気事業法」第46条の13の規定に基づく、準備書に対する大阪府知事の意見（令和8年1月8日）は、次のとおりである。

環 保 第 1 9 8 6 号
令 和 8 年 1 月 8 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 様

大阪府知事 吉村 洋文

南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書に関する
環境の保全の見地からの意見について（申述）

令和7年7月17日付けで関西電力株式会社から送付のあった標記の環境
影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第
46条の13第1項の規定による環境の保全の見地からの意見は別紙のとおり
です。

〔連絡先〕

大阪府 環境農林水産部 環境管理室

環境保全課 環境審査グループ

TEL : 06-6941-0351（内線 3857）

06-6210-9580（直通）

E-mail : kankyokanri-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書についての 環境の保全の見地からの知事の意見

1. 全般的事項

- (1) 本事業は、設備更新により発電設備の熱効率を改善し、更新前と比べて施設の稼働率を上げるとともに、2030年代後半から2040年代半ばでのゼロカーボン燃料の利用やCCUSの導入を目指した取組みを進めるとしているが、それらの導入が開始されるまでは、LNGを専焼する計画である。

そのため、事業の実施にあたっては、施設の稼働による環境影響を最小限に低減し、脱炭素化に向けた技術の導入の方策や工程を検討・実施するとともに、それらの状況や環境監視結果等をわかりやすく公表するなど、本事業に対する地域住民等の理解が得られるよう努めること。

- (2) 工事の実施に伴い緑地の一部を改変し、法令に基づく緑地面積率を遵守して緑地復旧を行うとしているが、計画では緑地面積が現況より約2万㎡減少する。

そのため、盛土により喪失する中高茎草地等や、将来、ゼロカーボン燃料やCCUS等を導入する際のスペースとしている既設設備のエリアにおいても可能な限り緑化を検討するなど、更なる緑地の創出に努めること。また、緑化計画の検討にあたっては、樹林地だけでなく草地等も含めるなど、大阪湾の豊かな生態系の保全及び創出に配慮した植物相となるよう検討すること。

- (3) 事業の実施による環境への影響を把握するため、大阪府環境影響評価条例に基づき、事後調査の項目その他必要な事項について関係機関と協議の上、環境影響評価の対象とする工事の着手までに事後調査計画書を作成し、事後調査を実施すること。なお、事後調査において影響が確認された場合は、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

2. 大気質

- (1) 施設の稼働に伴い排出される窒素酸化物について、設備更新により排出濃度及び単位時間当たりの排出量は低減されるが、更新前と比べて設備利用率が65%から80%に上がることで、年間排出量は増加することが想定される。また、更新後の施設の稼働に伴う二酸化窒素の寄与濃度は、環境濃度に対して低いものの現状よりも高くなると予測されていることから、施設の導入時点において最新鋭の低NO_x燃焼器及び排煙脱硝装置を採用するとともに、適切な維持管理を徹底し、可能な限り排出の低減に努めること。

- (2) 工事の実施による建設機械の稼働及び施設の稼働（排ガス）に伴い排出される二酸化窒素濃度の予測結果について、南港中央公園局においては、将来環境濃度に対する二酸化窒素の寄与濃度が他の測定局より低いものの、バックグラウンド濃度が大阪市環境保全目標値を上回っていることから、工事の実施及び施設の稼働にあたっては、準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、周辺環境への影響を最小限にとどめること。

3. 騒音

- (1) 施設の稼働や工事の実施による騒音の影響はいずれも小さいと予測されているが、対象事業実施区域の近傍住居及び道路沿道において騒音の現況実測値が環境基準と同値又は超過していることから、事業の実施にあたっては準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、事業による騒音等の影響を最小限にとどめること。
- (2) 工事中及び供用後の主要な交通ルートについて、道路交通騒音の現況実測値が環境基準を上回る地点を含む主要地方道を使用する計画となっているため、主要地方道の交通量を低減する観点から、代替となる交通ルートとして阪神高速湾岸線に繋がる周辺の高速道路等の使用を検討すること。

4. 水質

工事排水が雨水排水の経路に混入することのないよう、工事状況に応じた集排水経路等を適切に設定するとともに、海域へ放流する雨水排水の水質については自主管理値より十分低くなるように努め、対象事業実施区域の周辺海域の水質に及ぼす影響を可能な限り低減すること。

5. 植物

対象事業実施区域内で1個体が確認されたキンランについては、その生育地が工事により消失するため、工事実施前における生育個体の確認の有無に関わらず、専門家等の助言を得ながら、その生育地周辺の土壌ごと現状の生育環境に近い場所を選定して移植するなど適切な措置を講じ、種の保存に努めること。

また、対象事業実施区域内で生育が確認されたツルソバ及びカワツルモについても、工事の関係者等へ重要種の存在及び環境保全措置について周知するなど、適切に管理すること。加えて、専門家等の意見を踏まえて、重要種の記録、標本の作製及び学術機関での保存等の措置の実施に努めること。

6. 廃棄物

発電所の稼働に伴う産業廃棄物の発生量及び処分量について、現状より大幅に増加されることが予測されているため、更なる発生抑制及び有効利用率の向上について検討すること。

また、予測の結果、処分量が増加していることを踏まえ、その影響について改めて評価を行い、評価書に記載すること。

7. 温室効果ガス等

- (1) 本事業は、設備の高効率化により二酸化炭素の年間排出量及び排出原単位を現状より大きく減少させるものであると認められるものの、施設の稼働に伴い年間 421 万トンもの二酸化炭素を排出する計画である上、2030 年代後半に脱炭素燃料や C C U S などの脱炭素化に向けた新技術が導入されるまでは L N G を専焼する計画となっている。

そのため、準備書に記載した脱炭素燃料や C C U S に加え、今後新たに実用化されるものも含めた火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入の方策や工程の検討状況について、本計画施設が立地する地域の地球温暖化対策を所管する自治体に対して継続して説明・協議し、これらの技術の具体的な導入方針を可能な限り速やかに示して、実行に移すこと。

また、これらの新たな技術を導入する際には、その環境影響について適切に予測及び評価を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。

- (2) 脱炭素化に向けた技術の導入が実現するまでの間も、事業者全体として脱炭素化に係る国の計画や目標と整合するような取組みを進めることを、具体的な根拠をもって示す必要があり、そのために①事業者が参画する電気事業低炭素社会協議会の 2030 年度における CO2 排出係数に係る目標への寄与や、②事業者が定めた排出削減目標と本事業との整合性について、方法書に対する知事意見においてもできる限り詳細な合理的根拠をもって示すことと述べたところであるが、準備書においては具体的に示されておらず、不十分である。

そのため、事業者が掲げる「2030 年度における事業活動による温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 70%削減」という目標を達成するための 2030 年度の事業者全体の電源構成の見通し、及びその見通しにおける本事業の位置づけについて、評価書又は本計画施設の稼働開始までの間の早い段階においてできる限り具体的に示すこと。

また、長期脱炭素電源オークションに応札する際に事業者が示したロードマップのスケジュールに沿って本件発電所を確実に脱炭素化するなど、2050 年までのカーボンニュートラルに向けた取組みを着実に実施していくこと。

以上

13.2.2 大阪府知事の意見についての事業者の見解

準備書に対する大阪府知事の意見についての事業者の見解は、第13.2.2-1表のとおりである。

第13.2.2-1表(1) 大阪府知事の意見についての事業者の見解

大阪府知事の意見	事業者の見解
1. 全般的事項 (1) 本事業は、設備更新により発電設備の熱効率を改善し、更新前と比べて施設の稼働率を上げるとともに、2030年代後半から2040年代半ばでのゼロカーボン燃料の利用やCCUSの導入を目指した取組みを進めるとしているが、それらの導入が開始されるまでは、LNGを専焼する計画である。 そのため、事業の実施にあたっては、施設の稼働による環境影響を最小限に低減し、脱炭素化に向けた技術の導入の方策や工程を検討・実施するとともに、それらの状況や環境監視結果等をわかりやすく公表するなど、本事業に対する地域住民等の理解が得られるよう努めること。	本事業の実施にあたっては、施設の稼働による環境影響を最小限に低減し、脱炭素化に向けた技術の導入の方策や工程を検討・実施するとともに、脱炭素化ロードマップの更新等を公表するなど、本事業に対する地域住民等の理解が得られるよう努めてまいります。
(2) 工事の実施に伴い緑地の一部を改変し、法令に基づく緑地面積率を遵守して緑地復旧を行うとしているが、計画では緑地面積が現況より約2万㎡減少する。 そのため、盛土により喪失する中高茎草地等や、将来、ゼロカーボン燃料やCCUS等を導入する際のスペースとしている既設設備のエリアにおいても可能な限り緑化を検討するなど、更なる緑地の創出に努めること。また、緑化計画の検討にあたっては、樹林地だけでなく草地等も含めるなど、大阪湾の豊かな生態系の保全及び創出に配慮した植物相となるよう検討すること。	工事の実施に伴い緑地の一部改変が生じますが、法令に基づく緑地面積率を遵守したうえで、適切な緑地復旧を行います。そのうえで、将来のゼロカーボン燃料やCCUS等を導入する計画を踏まえつつ、既設設備のエリア等においても実行可能な範囲で緑化を検討してまいります。なお、緑化計画にあたっては、既設発電所の設置時に南港周辺の環境条件を踏まえて在来種を選定してきた経緯を踏まえ、可能な限り在来種による復旧を行うこととしており、大阪湾の豊かな生態系の保全及び創出に配慮した植物相となるよう努めてまいります。
(3) 事業の実施による環境への影響を把握するため、大阪府環境影響評価条例に基づき、事後調査の項目その他必要な事項について関係機関と協議の上、環境影響評価の対象とする工事の着手までに事後調査計画書を作成し、事後調査を実施すること。なお、事後調査において影響が確認された場合は、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。	大阪府環境影響評価条例に基づき、事後調査の項目その他必要な事項について関係機関と協議の上、環境影響評価の対象とする工事の着手までに事後調査計画書を作成し、事後調査を実施いたします。なお、事後調査において影響が確認された場合は、必要に応じて適切な環境保全措置を講じてまいります。
2. 大気質 (1) 施設の稼働に伴い排出される窒素酸化物について、設備更新により排出濃度及び単位時間当たりの排出量は低減されるが、更新前と比べて設備利用率が65%から80%に上がることで、年間排出量は増加することが想定される。また、更新後の施設の稼働に伴う二酸化窒素の寄与濃度は、環境濃度に対して低いものの現状よりも高くなると予測されていることから、施設の導入時点において最新鋭の低NO_x燃焼器及び排煙脱硝装置を採用するとともに、適切な維持管理を徹底し、可能な限り排出の低減に努めること。	施設の稼働に伴い排出される窒素酸化物については、設備更新により排出濃度及び単位時間当たりの排出量の低減を図ります。また、施設の導入にあたっては、最新鋭の低NO_x燃焼器及び排煙脱硝装置を採用するとともに、適切な維持管理を行い、実行可能な範囲で窒素酸化物の排出の低減に努めてまいります。

第 13. 2. 2-1 表 (2) 大阪府知事の意見についての事業者の見解

大阪府知事の意見	事業者の見解
(2) 工事の実施による建設機械の稼働及び施設の稼働（排ガス）に伴い排出される二酸化窒素濃度の予測結果について、南港中央公園局においては、将来環境濃度に対する二酸化窒素の寄与濃度が他の測定局より低いものの、バックグラウンド濃度が大阪市環境保全目標値を上回っていることから、工事の実施及び施設の稼働にあたっては、準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、周辺環境への影響を最小限にとどめること。	工事の実施に伴う建設機械の稼働及び施設の稼働（排ガス）に伴い排出される二酸化窒素については、準備書に記載した環境保全措置を確実に実施し、周辺環境への影響の低減に努めてまいります。
3. 騒音 (1) 施設の稼働や工事の実施による騒音の影響はいずれも小さいと予測されているが、対象事業実施区域の近傍住居及び道路沿道において騒音の現況実測値が環境基準と同値又は超過していることから、事業の実施にあたっては準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、事業による騒音等の影響を最小限にとどめること。	施設の稼働及び工事の実施に伴う騒音については、準備書に記載した環境保全措置を確実に実施し、事業による騒音等の影響の低減に努めてまいります。
(2) 工事中及び供用後の主要な交通ルートについて、道路交通騒音の現況実測値が環境基準を上回る地点を含む主要地方道を使用する計画となっているため、主要地方道の交通量を低減する観点から、代替となる交通ルートとして阪神高速湾岸線に繋がる周辺の高速道路等の使用を検討すること。	工事中及び供用後の主要な交通ルートについて、主要地方道の交通量を低減する観点から、主要地方道の代替となる交通ルートとして阪神高速湾岸線に繋がる周辺の高速道路等の使用を検討し、道路交通騒音の影響低減に努めてまいります。
4. 水質 工事排水が雨水排水の経路に混入することのないよう、工事状況に応じた集排水経路等を適切に設定するとともに、海域へ放流する雨水排水の水質については自主管理値より十分低くなるように努め、対象事業実施区域の周辺海域の水質に及ぼす影響を可能な限り低減すること。	工事排水が雨水排水の経路に混入することのないよう、工事状況に応じた集排水経路等を適切に設定いたします。 また、海域へ放流する雨水排水の水質については、自主管理値を踏まえた水質管理を適切に行い、対象事業実施区域の周辺海域の水質に及ぼす影響の低減に努めてまいります。
5. 植物 対象事業実施区域内で 1 個体が確認されたキンランについては、その生育地が工事により消失するため、工事実施前における生育個体の確認の有無に関わらず、専門家等の助言を得ながら、その生育地周辺の土壌ごと現状の生育環境に近い場所を選定して移植するなど適切な措置を講じ、種の保存に努めること。 また、対象事業実施区域内で生育が確認されたツルソバ及びカワツルモについても、工事の関係者等へ重要種の存在及び環境保全措置について周知するなど、適切に管理すること。加えて、専門家等の意見を踏まえて、重要種の記録、標本の作製及び学術機関での保存等の措置の実施に努めること。	キンランについては、生育期に地上部が確認されない場合であっても、専門家等の助言を得ながら、現状の生育環境に近い場所を選定のうえ、移植を行います。 ツルソバ及びカワツルモについては、生育地に掲示を行うこと等により工事関係者等へ周知するとともに、専門家等の意見を踏まえて、重要種の記録、標本の作製及び学術機関での保存等の措置の実施に努めてまいります。
6. 廃棄物 発電所の稼働に伴う産業廃棄物の発生量及び処分量について、現状より大幅に増加されることが予測されているため、更なる発生抑制及び有効利用率の向上について検討すること。 また、予測の結果、処分量が増加していることを踏まえ、その影響について改めて評価を行い、評価書に記載すること。	設備更新後の発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物については、可能な限り発生量抑制を行うとともに有効利用を図り、処分量を低減してまいります。 また、発電方式の変更に伴い処分量が増加することを踏まえ、評価書では記載内容を見直いたしました。

第 13. 2. 2-1 表 (3) 大阪府知事の意見についての事業者の見解

大阪府知事の意見	事業者の見解
7. 温室効果ガス等 (1) 本事業は、設備の高効率化により二酸化炭素の年間排出量及び排出原単位を現状より大きく減少させるものであると認められるものの、施設の稼働に伴い年間 421 万トンもの二酸化炭素を排出する計画である上、2030 年代後半に脱炭素燃料や C C U S などの脱炭素化に向けた新技術が導入されるまでは L N G を専焼する計画となっている。 そのため、準備書に記載した脱炭素燃料や C C U S に加え、今後新たに実用化されるものも含めた火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入の方策や工程の検討状況について、本計画施設が立地する地域の地球温暖化対策を所管する自治体に対して継続して説明・協議し、これらの技術の具体的な導入方針を可能な限り速やかに示して、実行に移すこと。 また、これらの新たな技術を導入する際には、その環境影響について適切に予測及び評価を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。	ゼロカーボン燃料や C C U S 等については、現段階であらゆる可能性を排除せずに検討を進めており、技術の導入の方策や工程の検討状況について、関係自治体に対して継続して説明・協議し、社会実装や当社への導入を目指して取り組んでまいります。 また、これらの新たな技術を導入する際には、その環境影響について適切に予測及び評価を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を検討してまいります。
(2) 脱炭素化に向けた技術の導入が実現するまでの間も、事業者全体として脱炭素化に係る国の計画や目標と整合するような取組みを進めることを、具体的な根拠をもって示す必要があり、そのために①事業者が参画する電気事業低炭素社会協議会の 2030 年度における CO₂ 排出係数に係る目標への寄与や、②事業者が定めた排出削減目標と本事業との整合性について、方法書に対する知事意見においてもできる限り詳細な合理的根拠をもって示すことと述べたところであるが、準備書においては具体的に示されておらず、不十分である。 そのため、事業者が掲げる「2030 年度における事業活動による温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 70%削減」という目標を達成するための 2030 年度の事業者全体の電源構成の見通し、及びその見通しにおける本事業の位置づけについて、評価書又は本計画施設の稼働開始までの間の早い段階においてできる限り具体的に示すこと。 また、長期脱炭素電源オークションに応札する際に事業者が示したロードマップのスケジュールに沿って本件発電所を確実に脱炭素化するなど、2050 年までのカーボンニュートラルに向けた取組みを着実に実施していくこと。	当社全体として脱炭素化に係る国の計画や目標と歩調を合わせて取組みを進めてまいります。 具体的には、電気事業低炭素社会協議会の 2030 年度における CO₂ 排出係数にかかる目標への貢献及び当社のゼロカーボンロードマップで掲げた「2030 年度における事業活動による温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 70%削減」という目標の達成に向けて、原子力発電の安全最優先を前提とした最大限活用や再生可能エネルギーの新規開発等の取組みを推進していくとともに、電源構成の見通し及び本事業の位置づけについても、できる限り具体的に示すことができるよう検討してまいります。 また、脱炭素化ロードマップで公表している通り、2050 年ゼロカーボンの実現に向けて、本事業における脱炭素化の取組みを着実に実施してまいります。

